群馬大学理工学部及び大学院理工学府運営規程

平成26. 4. 1 制定改正 令和 3. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、理工学部(以下「学部」という。)及び大学院理工学府(以下「学府」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(学部長及び学府長)

- 第2条 学部長は、群馬大学大学院学則第4条第5項の規定により学府長とする。
- 2 学府長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長及び副学府長)

- 第3条 学部及び学府に、副学部長及び副学府長を置く。
- 2 副学部長及び副学府長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長,類長,専攻長及び部門長)

- 第4条 学部の学科及び類、学府の専攻及び各部門に、それぞれ学科長、類長、専攻長及び部門長を置く。
- 2 学科長(総合理工学科長を除く。)は、別表1のとおり部門長をもって充てるものと し、総合理工学科長は、副理工学部長(教育担当)をもって充てる。
- 3 専攻長は、学府長をもって充てる。
- 4 学府長は、部門長候補者を学長に推薦する。
- 5 部門長、専攻長及び学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(教育プログラム長及び領域長)

- 第5条 学府博士前期課程理工学専攻の各教育プログラム及び学府博士後期課程理工学専 攻の各領域に、教育プログラム長及び領域長を置く。
- 2 教育プログラム長及び領域長は、別表2のとおり部門長(理工学基盤部門長及び産学 連携推進部門長を除く。)をもって充てる。

(教授会)

第6条 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

- 第7条 学部及び学府の運営に関する事項を協議するため、教員会議を置く。
- 2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

学 科 長	部門長	
化学・生物化学科長	分子科学部門長	
機械知能システム理工学科長	知能機械創製部門長	
環境創生理工学科長	環境創生部門長	
電子情報理工学科長	電子情報部門長	

別表2

教育プログラム長	領域長	部門長
物質・生命理工学教育プログラム長	物質・生命理工学領域長	分子科学部門長
知能機械創製理工学教育プログラム長	知能機械創製理工学領域長	知能機械創製部門長
環境創生理工学教育プログラム長	長 環境創生理工学領域長 環境創生部門長	
電子情報・数理教育プログラム長	電子情報・数理領域長	電子情報部門長